

令和２年度 指定管理者モニタリングレポート

(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立総合体育館
所在地	八尾市青山町三丁目５番２４号
所管課	魅力創造部文化・スポーツ振興課

指定管理者	名 称 八尾体育振興会グループ 代表者 公益財団法人八尾体育振興会 理事長 角倉 安和 住 所 八尾市青山町三丁目５番２４号
指定期間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
施設の運営については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、適切に行われており、教育委員会との協議も、必要に応じて行われている。イベントなどの事業についても、「みる」スポーツの推進を目的とした各種スポーツ大会の誘致、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象としたスポーツ教室、乳幼児とその家族を対象とした地域すくすく事業、障がい者スポーツの普及を目的とした車いすスポーツ体験会が実施されるとともに、スポーツを支える人の育成をめざし、指導者養成講習会を実施された。また、高齢者や障がい者など、あらゆる利用者が利用しやすい環境整備についても取り組んでいる。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象：施設利用者 ・調査時期：令和２年１１月１日～１１月３０日 ・調査方法：施設内にアンケート用紙を設置するとともに、ホームページにも掲載 ・回答状況：有効回答数 ２６１件 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 施設の総合的な評価では、満足、やや満足という肯定的な意見が９２．６％と施設利用者の満足度は高い結果となっている。特に、スタッフの受付窓口等での親切な対応や安全に対する配慮、指導者についての評価が高くなっているが、一方で、依然として、更衣室等の清潔度、施設・備品の補修についての評価がやや低くなっている。	S

２．公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
利用者数や稼働率を高めるための取り組みが行われたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館の影響もあり、事業計画書の目標どおりの利用実績をあげられていない。現状の分析を的確に行い、広報活動を充実させるなどの取り組みを積極的に行い、利用促進を図られたい。 また、スポーツの振興・普及活動として、高齢者を対象に介護予防運動教室を実施するなど、地域や関係機関との連携がとられている。	B

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
施設の維持管理について、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、利用者の安全・安心確保を最優先にした施設の保守・清掃・警備・植栽管理等が適切に行われている。また、緊急事態発生時の対処マニュアルが整備されており、緊急事態発生時や危険が予測される場合に、直ちに措置を講じられる体制がとられている。経費の縮減についても、コストの推移を定期的に確認するなど、コスト縮減に向けた取り組みが仕組みとして定着している。	S

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
施設の運営に当たり、業務執行体制は適切で、労働関係法令など関係法令も遵守されており、自動体外式除細動器（AED）を用いた研修など緊急事態対応時の職員の資質や能力向上を図る研修も積極的に行われている。また、教育委員会との連携も一層密な協議を図るように取り組まれている。なお、団体の経営状況に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館の影響もあるものの、依然として問題はなく、指定管理料は独立した経理区分で適切に管理されており、収支計画に沿った事業が実施されている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
市民のスポーツの振興を図り、健康の増進に寄与するという施設の設置目的を理解の上、関連法規に従った管理運営を行っている。また、個人情報の管理も適切に行われており、ごみのリサイクルなど環境に配慮した取り組みなど積極的に行われている。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率（評価） （a）	評価配点（b）	評価点（a × b）
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	92.5%（S）	29.2	27.0
2	公の施設の効用発揮	73.7%（B）	16.7	12.3
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	92.1%（S）	29.2	26.9
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	80.8%（A）	16.7	13.5
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9%（A）	8.3	7.4
合計			100	87.1

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入

しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の

総合評価	A
------	---

【モニタリング内容の総括】

条例・規則、協定書を遵守のうえ、業務仕様書の内容に則り業務を推進するとともに、教育委員会との連絡調整についても今まで以上の頻度で行っている。また、事業内容についても、市民ニーズを意識しながら、ニーズの高いものは継続・拡大して実施するとともに、施設の効用を活かした新たな事業や様々な大会等の誘致活動にも積極的に取り組んでいる。

アンケートによる利用者の感想においても肯定的な意見が多く、受付の対応、安全に対する配慮などについての満足度が高いなど、概ね適正な運営がなされている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。

令和２年度 指定管理者モニタリングレポート

(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立山本球場
所在地	八尾市山本町南七丁目９番１１号
所管課	魅力創造部文化・スポーツ振興課

指定管理者	名 称 八尾体育振興会グループ 代表者 公益財団法人八尾体育振興会 理事長 角倉 安和 住 所 八尾市青山町三丁目５番２４号
指定期間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
施設の運営については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、適切に行われており、教育委員会との協議も、必要に応じて行われている。イベントなどの事業についても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部開催を中止したものの整備体験事業等の実施など、その内容に偏りなどなく、計画から実施まで適切に行われている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） - 調査対象：施設利用者 - 調査時期：令和２年１１月１日～１１月３０日 - 調査方法：施設内にアンケート用紙を設置するとともに、ホームページにも掲載 - 回答状況：有効回答数 ４４件 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 施設の総合的な評価では、満足、やや満足という肯定的な意見が１００％と施設利用者の満足度は高い結果となっている。特に、スタッフの受付窓口での親切な応対や安全への配慮、施設の雰囲気等についての評価が高くなっている。	S

２．公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
利用者数や稼働率を高めるための取り組みが行われたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休場の影響もあり、事業計画書の目標どおりの利用実績をあげられていない。現状の分析を的確に行い、広報活動を充実させるなどの取り組みを積極的に行い、利用促進を図られたい。 スポーツの振興・普及活動として、利用者の少ない平日への大会の誘致や夏季期間の使用時間延長など、市民スポーツの振興と収益の確保を図っている。	B

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
施設の維持管理について、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、芝生・グラウンドの管理や清掃等が適切に行われており、修繕についても、散水設備修繕等、協定書により指定管理者が実施する部分について適宜行われている。また、緊急事態発生時の対処マニュアルが整備されており、緊急事態発生時や危険が予測される場合に、直ちに措置を講じられる体制がとられている。経費の縮減についても、コストの推移を定期的に確認するなど、コスト縮減に向けた取り組みが仕組みとして定着している。	A

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
施設の運営に当たり、業務執行体制は適切で、労働関係法令など関係法令も遵守されており、自動体外式除細動器（AED）を用いた研修など緊急事態対応時の職員の資質や能力向上を図る研修も積極的に行われている。また、教育委員会との連携も一層密な協議を図るように取り組まれている。なお、団体の経営状況に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館の影響もあるものの、依然として問題はなく、指定管理料は独立した経理区分で適切に管理されており、収支計画に沿った事業が実施されている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
市民のスポーツの振興を図り、健康の増進に寄与するという施設の設置目的を理解の上、関連法規に従った管理運営を行っている。また、個人情報の管理も適切に行われており、ごみのリサイクルなど環境に配慮した取り組みなど積極的に行われている。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率（評価） （a）	評価配点（b）	評価点（a × b）
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	92.5%（S）	29.2	27.0
2	公の施設の効用発揮	73.7%（B）	16.7	12.3
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	89.5%（A）	29.2	26.1
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	84.6%（A）	16.7	14.1
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9%（A）	8.3	7.4
合計			100	86.9

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入

しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の

総合評価	A
------	---

【モニタリング内容の総括】

条例・規則、協定書を遵守のうえ、業務仕様書の内容に則り業務を推進するとともに、教育委員会との連絡調整についても必要に応じて行っている。

アンケートによる利用者の感想においても肯定的な意見が多く、施設の雰囲気や安全性、整備状況等についての満足度が高くなっており、適正な運営がなされている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を

満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。

令和２年度 指定管理者モニタリングレポート

(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立曙町市民運動広場・福万寺町市民運動広場・新家町市民運動広場
所在地	八尾市曙町二丁目１１番地の４、福万寺町北四・五丁目地内、新家町五丁目地内
所管課	魅力創造部文化・スポーツ振興課

指定管理者	名 称 八尾体育振興会グループ 代表者 公益財団法人八尾体育振興会 理事長 角倉 安和 住 所 八尾市青山町三丁目５番２４号
指定期間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
施設の運営については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、適切に行われており、教育委員会との協議も、必要に応じて行われている。イベントなどの事業についても、ソフトボール講習会&指導者交流会、福万寺体育教室等が行われ、その内容に偏りなどなく、計画から実施まで適切に行われている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） - 調査対象：施設利用者 - 調査時期：令和２年１１月１日～１１月３０日 - 調査方法：施設内にアンケート用紙を設置するとともに、ホームページにも掲載 - 回答状況：有効回答数 ２２２件 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 施設の総合的な評価では、満足、やや満足という肯定的な意見が９６．３％と施設利用者の満足度は高い結果となっている。一方で、トイレの清潔度など、施設管理についての評価がやや低くなっている。	S

２．公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
利用者数や稼働率を高めるため、広報活動について内容を充実させるなど利用促進に向けた取り組みを積極的に行っており、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休場の影響もあるものの、概ね目標通りの利用実績があげられている。現状の分析を的確に行い、特に利用者の少ない平日の稼働率を上げるなど、さらなる利用促進を図りたい。	A

３．適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
施設の維持管理について、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、グラウンド整備、清掃、植栽管理等が適切に行われており、修繕についても、刈払機並びに整備車両用レーキの修繕等、協定書により指定管理者が実施する部分について適宜行われている。また、緊急事態発生時の対処マニュアルが整備されており、緊急事態発生時や危険が予測される場合に、直ちに措置を講じられる体制がとられている。経費の縮減についても、コストの推移を定期的に確認するなど、コスト縮減に向けた取り組みが仕組みとして定着している。	A

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
施設の運営に当たり、業務執行体制は適切で、労働関係法令など関係法令も遵守されており、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を用いた研修など緊急事態対応時の職員の資質や能力向上を図る研修も積極的に行われている。また、教育委員会との連携も一層密な協議を図るように取り組まれている。なお、団体の経営状況に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館の影響もあるものの、依然として問題はなく、指定管理料は独立した経理区分で適切に管理されており、収支計画に沿った事業が実施されている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
市民のスポーツの振興を図り、健康の増進に寄与するという施設の設置目的を理解の上、関連法規に従った管理運営を行っている。また、個人情報の管理も適切に行われており、ごみのリサイクルなど環境に配慮した取り組みなど積極的に行われている。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率（評価） （a）	評価配点（b）	評価点（a × b）
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	92.5%（S）	29.2	27.0
2	公の施設の効用発揮	89.5%（A）	16.7	14.9
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	86.8%（A）	29.1	25.3
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	84.6%（A）	16.7	14.1
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9%（A）	8.3	7.4
合計			100	88.7

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入

しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の

総合評価	A
------	---

【モニタリング内容の総括】

条例・規則、協定書を遵守のうえ、業務仕様書の内容に則り業務を推進しているとともに、教育委員会との連絡調整についても必要に応じて行っている。 アンケートによる利用者の感想においても肯定的な意見が多く、特に職員の対応や施設の雰囲気、安全に対する配慮等についての満足度が高くなっており、適正な運営がなされている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。

令和２年度 指定管理者モニタリングレポート

(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立小阪合テニスコート・志紀テニスコート
所在地	八尾市小阪合町一丁目２番７号・志紀町西一丁目３番地
所管課	魅力創造部文化・スポーツ振興課

指定管理者	名 称 八尾体育振興会グループ 代表者 公益財団法人八尾体育振興会 理事長 角倉 安和 住 所 八尾市青山町三丁目５番２４号
指定期間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
施設の運営については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、適切に行われており、教育委員会との協議も、必要に応じて行われている。イベントなどの事業についても、高齢者対象のテニス講習会やミニゲーム等が行われ、その内容に偏りなどなく、計画から実施まで適切に行われている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） - 調査対象：施設利用者 - 調査時期：令和２年１１月１日～１１月３０日 - 調査方法：施設内にアンケート用紙を設置するとともに、ホームページにも掲載 - 回答状況：有効回答数 １２８件 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 施設の総合的な評価では、満足、やや満足という肯定的な意見が９３．７％と施設利用者の満足度は高い結果となっている。特に、スタッフの受付窓口での親切な応対や安全への配慮、施設の雰囲気等についての評価が高くなっている。	S

２．公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
利用者数や稼働率を高めるための取り組みが行われたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休場の影響もあり、事業計画書の目標どおりの利用実績をあげられていない。現状の分析を的確に行い、広報活動を充実させるなどの取り組みを積極的に行い、利用促進を図られたい。	B

３．適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
施設の維持管理について、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、植栽の管理やネットの交換等適切に行われている。修繕についても、防風ネットの補強及び張替修繕等、協定書により指定管理者が実施する部分について適宜行われている。また、緊急事態発生時の対応マニュアルが整備されており、緊急事態発生時や危険が予測される場合に、直ちに措置を講じられる体制がとられている。経費の縮減についても、コストの推移を定期的に確認するなど、コスト縮減に向けた取り組みが仕組みとして定着している。	A

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
施設の運営に当たり、業務執行体制は適切で、労働関係法令など関係法令も遵守されており、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を用いた研修など緊急事態対応時の職員の資質や能力向上を図る研修も積極的に行われている。また、教育委員会との連携も一層密な協議を図るようにより取り組まれている。なお、団体の経営状況に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館の影響もあるものの、依然として問題はなく、指定管理料は独立した経理区分で適切に管理されており、収支計画に沿った事業が実施されている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
市民のスポーツの振興を図り、健康の増進に寄与するという施設の設置目的を理解の上、関連法規に従った管理運営を行っている。また、個人情報の管理も適切に行われており、ごみのリサイクルなど環境に配慮した取り組みなど積極的に行われている。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率（評価） （a）	評価配点（b）	評価点（a × b）
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	92.5%（S）	29.2	27.0
2	公の施設の効用発揮	73.7%（B）	16.7	12.3
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	89.5%（A）	29.2	26.1
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	84.6%（A）	16.7	14.1
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9%（A）	8.3	7.4
合計			100	86.9

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入

しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の

総合評価

A

【モニタリング内容の総括】

条例・規則、協定書を遵守のうえ、業務仕様書の内容に則り業務を推進しているとともに、教育委員会との連絡調整についても必要に応じて行っている。

アンケートによる利用者の感想においても、肯定的な意見が多く、受付の対応や安全に対する配慮、施設の雰囲気等についての満足度が高くなっており、適正な運営がなされている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。

令和２年度 指定管理者モニタリングレポート

(指定管理者の管理運営業務評価結果)

設名	八尾市立南木の本防災体育館
所在地	八尾市南木の本三丁目１番地の９
所管課	魅力創造部文化・スポーツ振興課

指定管理者	名 称 八尾体育振興会グループ 代表者 公益財団法人八尾体育振興会 理事長 角倉 安和 住 所 八尾市青山町三丁目５番２４号
指定期間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
施設の運営については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、適切に行われており、教育委員会との協議も、必要に応じて行われている。イベントなどの事業についても、内容に偏りなどなく、計画から実施まで適切に行われている。また、窓口にコミュニケーション支援ボードを設置し、高齢者や障がい者など、あらゆる利用者が利用しやすい環境整備についても取り組んでいる。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象：施設利用者 ・調査時期：令和２年１１月１日～１１月３０日 ・調査方法：施設内にアンケート用紙を設置するとともに、ホームページにも掲載 ・回答状況：有効回答数 １５０件 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 施設の総合的な評価では、満足、やや満足という肯定的な意見が９５．４％と施設利用者の満足度は高い結果となっており、特にスタッフの対応だけでなく、実施されている教室についての評価が高くなっている。	S

２．公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
利用者数や稼働率を高めるため、広報活動について内容を充実させるなど利用促進に向けた取り組みを積極的に行っている。新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館の影響を受け、一時的に利用実績が低下している。 また、近隣地域の自主防災訓練に対する開催支援や「防火・防災展」、防災啓発事業、調理室の活用事業について、予定していた事業がすべて中止となった。	B

３．適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
施設の維持管理について、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、利用者の安全・安心確保を最優先にした施設の保守・清掃・警備等が適切に行われている。また、緊急事態発生時の対処マニュアルが整備されており、緊急事態発生時や危険が予測される場合に、直ちに措置を講じられる体制がとられている。経費の縮減についても、コストの推移を定期的に確認するなど、コスト縮減に向けた取り組みが仕組みとして定着している。	S

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
施設の運営に当たり、業務執行体制は適切で、労働関係法令など関係法令も遵守されており、避難所運営実習など職員の資質や能力向上を図る研修も積極的に行われている。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館の影響もあるものの、団体の経営状況に問題はなく、指定管理料は独立した経理区分で適切に管理されており、収支計画に沿った事業が実施されている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
本市の防災力の向上を図るとともに、市民のスポーツ推進等を図り、もって市民の健康の増進に寄与し、市民相互が交流を深めることを目的とした施設の設置目的を理解の上、関連法規に従った管理運営を行っている。また、個人情報の管理も適切に行われており、ごみのリサイクルなど環境に配慮した取り組みなど積極的に行われている。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率（評価） （a）	評価配点（b）	評価点（a × b）
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	92.5%（S）	29.2	27.0
2	公の施設の効用発揮	73.7%（B）	16.7	12.3
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	92.1%（S）	29.2	26.9
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	80.8%（A）	16.7	13.5
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9%（A）	8.3	7.4
合計			100	87.1

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入

しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の

総合評価	A
------	---

【モニタリング内容の総括】

条例・規則、協定書を遵守のうえ、業務仕様書の内容に則り業務を推進するとともに、教育委員会との連絡調整についても今まで以上の頻度で行っている。また、事業内容についても、市民ニーズを意識しながら、ニーズの高いものは継続・拡大して実施するとともに、施設の効用を活かした新たな事業や様々な大会等の誘致活動にも積極的に取り組んでいる。 アンケートによる利用者の感想においても肯定的な意見が多く、受付の対応、安全に対する配慮などについての満足度が高いなど、概ね適正な運営がなされている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。

令和２年度 指定管理者モニタリングレポート

(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立青少年運動広場
所在地	八尾市安中町九丁目１番地の５
所管課	魅力創造部文化・スポーツ振興課

指定管理者	名 称 八尾体育振興会グループ 代表者 公益財団法人 八尾体育振興会 理事長 角倉 安和 住 所 八尾市青山町三丁目５番２４号
指定期間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
施設の運営については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、適切に行われている。特に利用者から苦情等もなく、適切に運営されている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） - 調査対象：施設利用者 - 調査時期：令和２年１１月１日～１１月３０日 - 調査方法：施設内でアンケート用紙を配布し回答を得る - 回収状況：有効回答数 ５５件 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） アンケートに対して満足又はやや満足と回答した利用者の比率は、施設の運営面に関する項目については平均で９７％、設備面に関する各項目は平均で９４％となり、利用者の大半の方は、施設の管理運営に対して満足されていることが確認された。 施設の総合的な評価では、満足、やや満足という肯定的な意見が９８％と施設利用者の満足度は高い結果となっており、特にスタッフの対応だけでなく、安全への配慮、施設の雰囲気等についての評価が高くなっている。	S

２．公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
利用者数や稼働率を高めるための取り組みが行われたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休場の影響もあるものの、事業計画書の目標どおりの利用実績をあげられている。現状の分析を的確に行い、利用促進を図られたい。	A

３．適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
施設の維持管理については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、グラウンド整備や清掃を行った。 また、緊急事態発生時の対処マニュアルが整備されており、緊急事態発生時や危険が予測される場合に、直ちに措置を講じられる体制がとられている。	A

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
業務執行体制は適切であり、労働関係法令など関係法令も遵守されており、職員の資質や能力向上を図る研修も行われている。 また、指定管理料は独立した経理区分で適切に管理されており、収支計画に沿った事業が実施されている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
基本的な人権尊重の精神に基づき、青少年の交流を図るとともに、自主的、組織的なスポーツ及びレクリエーション活動を促進する施設の設置目的を理解のうえ、関係法規に従った管理運営を行っている。また、個人情報の管理も適切に行われており、ゴミのリサイクルなど環境に配慮した取り組みなどが行われている。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率（評価）（a）	評価配点（b）	評価点（a × b）
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	92.5% （S）	29.2	27.0
2	公の施設の効用発揮	89.5% （A）	16.7	14.9
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	86.8% （A）	29.2	25.3
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	84.6% （A）	16.7	14.1
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9% （A）	8.3	7.4
合計			100	88.7

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入

しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の

総合評価	A
------	---

【モニタリング内容の総括】

条例・規則、協定書を遵守し、業務仕様書の内容に則り業務を推進しており、市との連絡調整についても密接に行っている。問題が生じれば絶えず協議の場を持ち、常に迅速に対応しており、そういった姿勢が良好なアンケート結果にもつながっていると考ええる。 また、施設の維持管理面では、緊急性、必要性を判断しながら、利用者の安全面に重点を置いた修繕対応を行うとともに、大雨などの後の速やかな清掃やグラウンド整備など、日常の維持管理の範囲で対応できるものについても適切になされ、良好な利用環境を整えている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。

令和２年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立屋内プール
所在地	八尾市上尾町七丁目１番地の１７
所管課	魅力創造部文化・スポーツ振興課

指定管理者	名 称 八尾体育振興会グループ 代表者 公益財団法人八尾体育振興会 理事長 角倉 安和 住 所 八尾市青山町三丁目５番２４号
指定期間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
施設の運営については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、適切に行われており、教育委員会との協議も、必要に応じて行われている。イベントなどの事業についても、内容に偏りなどなく、計画から実施まで適切に行われている。また、施設内に意見箱を設置するなど、利用者からの意見の集約にも努めており、利用者の意見・要望を施設の管理運営に反映させるなど、サービス向上に努めている。さらに、高齢者や障がい者（児）など、あらゆる利用者が利用しやすい環境整備についても取り組んでいる。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象：施設利用者 ・調査時期：令和３年２月１日～２月２８日 ・調査方法：施設内にアンケート用紙を設置するとともに、ホームページにも掲載 ・回答状況：有効回答数 ２０８件 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 施設の総合的な評価では、満足、やや満足という肯定的な意見が９２．７％と施設利用者の満足度は高い結果となっており、特にスタッフの接客態度、指導力や実施している教室の内容についての評価が高くなっている一方で、施設に対する要望が見受けられる。	S

２．公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
利用者数や稼働率を高めるための取り組みが行われたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館の影響もあり、事業計画書の目標どおりの利用実績をあげられていない。現状の分析を的確に行い、広報活動を充実させるなどの取り組みを積極的に行い、利用促進を図られたい。 スポーツの振興・普及活動として、市内コミュニティセンターでの健康講座の開催など、地域や関係機関との連携がとられている。また、利用者数が増える夏季期間においては、営業時間の拡大を図るなど、市民の利用環境の充実に努めている。	B

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
施設の維持管理について、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、利用者の安全・安心確保を最優先にした施設の保守・清掃・警備・植栽管理等が適切に行われている。また、緊急事態発生時の対処マニュアルが整備されており、緊急事態発生時や危険が予測される場合に、直ちに措置を講じられる体制がとられている。経費の縮減についても、コストの推移を定期的に確認するなど、コスト縮減に向けた取り組みが仕組みとして定着している。	S

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
施設の運営に当たり、業務執行体制は適切で、労働関係法令など関係法令も遵守されており、自動体外式除細動器（AED）を用いた研修など職員の資質や能力向上を図る研修も積極的に行われている。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館の影響もあるものの、団体の経営状況に問題はなく、指定管理料は独立した経理区分で適切に管理されており、収支計画に沿った事業が実施されている。	B

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
市民のスポーツの振興を図り、健康の増進に寄与するという施設の設置目的を理解の上、関連法規に従った管理運営を行っている。また、個人情報の管理も適切に行われており、ごみのリサイクルなど環境に配慮した取り組みなど積極的に行われている。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率（評価） （a）	評価配点（b）	評価点（a × b）
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	90.0%（S）	22.7	20.5
2	公の施設の効用発揮	73.7%（B）	9.1	6.7
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	92.1%（S）	36.7	33.5
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	76.9%（B）	22.7	17.5
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9%（A）	9.1	8.1
合計			100	86.3

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の

総合評価	A
------	---

【モニタリング内容の総括】

条例・規則、協定書を遵守のうえ、業務仕様書の内容に則り業務を推進するとともに、教育委員会との連絡調整についても必要に応じて行っている。また、事業内容についても、市民ニーズを意識しながら、ニーズの高いものは継続・拡大して実施するとともに、新たな事業にも取り組んでいる。

アンケートによる利用者の感想においても肯定的な意見が多く、特に、スタッフの挨拶や接客態度、指導力についての評価が高いなど、概ね適正な運営がなされている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。